令和８年（フ）第２９号
徳島県徳島市津田町一丁目10番19号
破産者　芳崎　直樹
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９０号
香川県高松市上林町307番地１　リーベクオーレＡ203
破産者　松本　良二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９号
青森県上北郡野辺地町大月平32―６　ビジネスランド豊楽213号室、住民票上の住所高知市比島町２丁目11番12号　タウンハウス比島５、旧住所、高知市高埴６番３号　マリベールＴａｎｏｕｃｈｉ402号
破産者　濱渦　達記
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁777番地１　岩戸ハイツ101号室
破産者　楳原　灯志
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田690番地３
破産者　黒木　美玖（旧姓竹下）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４９３号
沖縄県那覇市字国場748番地３　エムワイハウス３－Ａ
破産者　村山　美恵
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１０号
群馬県太田市東本町47番８号
破産者　豊田裕紀子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５３６号
北九州市小倉北区日明４丁目２番17号（日明西山アパート201）
破産者　河本　巧貴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８９号
鹿児島県阿久根市港町22番地
破産者　松岡　重成
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６０号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1350番地１
破産者　友田　智之
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６１号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1350番地１
破産者　友田　麻弥
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６７１号
さいたま市南区根岸５丁目18番３号　ヴィラ白幡308
破産者　椎橋　由実
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６１号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―803号
破産者　梅澤　　真
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９４３号
埼玉県志木市下宗岡四丁目14番40号
破産者　ヒーリングアートＫＩＭＥＩこと　橋爪　貴明
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市池上３丁目３番17号　第２正栄荘101
破産者　國枝　清和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目４番１―33号　シーフロント久里浜
破産者　佐藤　大樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目47番２号　東横マンションＥ―１
破産者　芦野　慎一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２５７号
相模原市南区上鶴間本町２丁目13番10―301号
破産者　攝待　翁康
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部